知的財産教育研究·専門職大学院協議会 細則

第1章 会員

第1条 (入会) この協議会に入会を希望する法人は、別に定める所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第2条(年会費)

この協議会の年会費は1法人10万円とし、原則として1年分を当該事業年度の5月末日までに納入しなければならない。

- 2. 年度の途中で入会した会員は、その年度の会費を入会時に全額納入するものとする。
- 3. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第2章 委員会

第3条(委員会)この協議会は、会則第4条の事業を行うため、必要に応じて、次に例示する特定の会務を処理するための委員会を設置することができる。

(1) 第1委員会

- ・アジア・新興国における知的財産教育・研究ネットワークの形成
- ・高度な知的財産専門教育を実現するための研究協力の推進
- ・知的財産高度専門人材育成のためのカリキュラムの共同作成・単位互換

(2) 第2委員会

- ・弁理士試験に関わる措置と対応
- ・知的財産専門職大学院の外部評価への協力

第4条(委員会の組織)委員会の名称、委員の構成及び任期などは、設置のつど、理事会において決定する。

第3章

第5条(細則改正)本細則を改訂する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、 年会費の変更は総会の承認を得なければならない。

2. 本細則に定めのない事項で、この協議会の運営に必要な事項は、理事会にこれを諮り、これを定める。

附則

1. 本細則は平成 23 年 6 月 25 日より施行する。